

取締役・執行役の選解任方針

第1条（目的）

本方針は、取締役並びに代表執行役及び執行役（以下、総称して「取締役・執行役」という。）の選任・解任または選定・解職に係る基本方針及び判断要件の基本的事項について定めるものである。

第2条（基本方針）

当社は、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値及び社会価値の向上に貢献できるとともに、以下の要件を満たす者を取締役・執行役とする。

第3条（判断要件）

当社は、取締役会の構成並びに取締役・執行役の選任・選定及び解任・解職に係る判断については、原則として、以下に掲げる判断要件に基づいて行う。

1. 取締役会・委員会の構成等に係る要件

- ① 取締役会の役割・責務を実効的に果たすため、知識・経験・能力・専門性、ジェンダー、国際性、職歴及び年齢等を全体としてバランスよく備えるよう配慮したうえで適正な規模とする。
- ② 取締役会は3分の1以上を独立社外取締役とする。
- ③ 法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに取締役会が任意に設置する委員会（法定の委員会及び任意の委員会を総称して以下「委員会」という。）は、3名以上の委員で構成し、その過半数を社外取締役とする。
- ④ 委員会の委員長は、社外取締役の中から選定する。
- ⑤ 監査委員会には、財務会計に関する経験と知見を有する委員を1名以上選定する。

2. 取締役・代表執行役・執行役に求められる要件

（1）すべての取締役に求められる要件

- ① 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること。
- ② 法令、行動指針及び社内外の規範を遵守する高い遵法精神及び倫理観を有すること。
- ③ 当社グループの存在意義、キッツ宣言、長期経営ビジョン及び行動指針を理解し、実践することにより、顧客、取引先、株主、地域社会及び社員等に信頼される誠実さを有すること。
- ④ 全社的な見地から、中長期経営方針及び事業特性等を踏まえた中長期的に持続可能な企業価値及び社会価値の向上を図るための客観的分析・判断能力に優れていること。
- ⑤ 取締役会における賛否の表明に留まらず、客観的判断能力、論理的思考力、洞察力及び

先見性を持ち、取締役会の議論の質の向上に貢献できること。

- ⑥ 下記の分野のいずれかまたは複数において、指導的役割を務めた経験、豊富な実務経験あるいは優れた実績及び知見等を有すること。
 - 1. 企業経営、2. グローバル経験、3. ガバナンス、4. 法務、
 - 5. リスクマネジメント、6. サステナビリティ (ESG)、7. 内部統制、8. 監査
 - 9. 財務・会計・税務・ファイナンス戦略、10. モノづくり・品質、
 - 11. イノベーション、12. デジタルトランスフォーメーション、13. 技術開発、
 - 14. M&A・投資、15. 事業変革、16. 営業・マーケティング、17. 人事・人財開発、
 - 18. その他
- ⑦ 現在及び中長期的に社内外で想定される様々なリスクを把握及び予見し、成長に向けた積極果断かつ適切なリスクテイクを行う一方で、許容範囲を超えるリスクに対しては未然に回避又は軽減策を講じ損失を最小限に留めるなどの健全なリスクバランス感覚を有すること。
- ⑧ 災害や事業における突然発生する事故・障害・紛争等の様々などの不測の事態に的確かつ迅速に行動できる危機対応能力を有すること。
- ⑨ 法令に定める取締役の欠格事由に該当しない者であること。

(2) 社内取締役に求められる要件

- ① 原則として、当社のグループ会社を除き、他の法人の常勤の役員を兼任していないこと。
- ② 当社グループの経営に関する幅広い知見と経験を有すること。

(3) 社外取締役に求められる要件

- ① 法令に定める社外取締役の要件を満たすとともに、原則として、東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たすこと。
- ② 原則として、他の上場企業またはそれに準ずる企業の業務執行取締役・執行役・執行役員及び常勤監査役でないことに加え、当社及び他社の社外役員兼任が合計4社以内であること。
- ③ 企業経営あるいは専門分野における豊富な経験を有すること。
- ④ 当社グループの本質的な課題及びリスクを把握する能力を有すること。
- ⑤ 独立の立場及び多様性の視点から、問題解決に向けた意見、提言及び適切な監督をすることができること。
- ⑥ 客観的な経営判断及び当社グループの中長期的な持続可能性や成長に対する助言及び支援ができること。

(4) すべての執行役に求められる要件

- ① 当社グループを巡る業界動向、関連諸規則、ビジネスモデル及び各々の専門分野におけ

- る豊富な経験と見識を有すること。
- ② 効果的な戦略遂行能力、組織運営能力、適切な判断力及び果敢な意思決定能力を有し、経営戦略を遂行するための組織的活力を効果的に運用することにより、事業を統括し、活力ある経営と事業を牽引・統制することができること。
 - ③ 基本の徹底と変化への対応を自ら実践し、社員の模範・目標となり得る資質を有すること。
 - ④ 現在及び中長期的に社内外で想定される様々なリスクを把握及び予見し、成長に向けた積極果敢かつ適切なリスクテイクを行う一方で、許容範囲を超えるリスクに対しては未然に回避又は軽減策を講じ損失を最小限に留めるなどの健全なリスクバランス感覚を有すること。
 - ⑤ 災害や事業における突然発生する事故・障害・紛争等の様々ななどの不測の事態に的確かつ迅速に行動できる危機対応能力を有すること。
 - ⑥ 執行役員及び経営会議等において、自由闊達に議論し、建設的な意見・提言を行い、当社グループ全体の経営戦略、経営環境及び経営資源を総合的に俯瞰し、一貫性のある事業戦略を立案することができること。
 - ⑦ 経営戦略を遂行する効果的な組織の編成、維持・修正を行う組織化を図る能力を有すること。
 - ⑧ 未来に向けた当社グループの発展のため、将来の経営陣及び組織を牽引する人財を育成することができること。
 - ⑨ 高い遵法精神と倫理観を有し、コンプライアンス、内部統制及びリスク管理の構築と実践を遂行することができること。
 - ⑩ 上記のほか、経営上及び業務執行を担当する執行役として求められる資質を備えていること。
 - ⑪ 法令に定める執行役の欠格事由に該当しない者であること。
 - ⑫ 原則として、当社のグループ会社を除き、本方針の社内取締役求められる要件に該当する他の法人の常勤の役員を兼任していないこと。

(5) 代表執行役に求められる要件

- ① 高い事業運営能力（問題解決能力、判断力、事業に関する豊富な見識、イノベーション推進力、その他の能力）を有すること。
- ② 企業価値及び社会価値の向上の実現に向けて、リスク回避に終始することなく、業務執行における最終責任をすべて負う覚悟をもって果敢に決断する力や経営者として胆力を備えていること。
- ③ 経営環境の変化と自社の進むべき方向を見極め、中長期的視野に立ち、全社戦略をグローバルレベルで構想し、実行する力を備えていること。
- ④ 業界や組織の常識・過去の慣行に縛られない視座を持ち、組織全体を鼓舞しつつ、ある

べき姿の実現に向けて組織を変えていく力を備えていること。

- ⑤ 持続可能な企業であるために、継続的に成長し企業価値を向上させるとともに、社会課題を解決し社会価値を創造するサステナビリティ経営に対する強い信念と志向性を備えていること。
- ⑥ 優れた人間力（明るさ、勤勉さ、論理的思考力、熱意、柔軟性、感情のコントロール力、寛容さ、思いやり）を有すること。
- ⑦ 優れた指導力（先見性、建設的な目標設定能力、目標を超える結果創出能力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション能力、高い能力を持つ人財の確保と組織編成により結果を導くことができる能力等）を有すること。

第4条（取締役・執行役等に係る候補者指名・選任・解任・選定・解職等に係る手続）

取締役、執行役及び代表執行役の候補者指名・選任・解任並びに委員会の委員及び委員長の選定・解任等については、以下に掲げる手続により行う。

（1）取締役の候補者指名及び選任

- ① 取締役候補者の指名及び株主総会の取締役選任議案の内容については、指名委員会が決定する。
- ② 取締役は株主総会において選任する。

（2）委員会の委員及び委員長の選定

委員会の委員及び委員長は、取締役会からの諮問に基づく指名委員会からの候補者指名に係る答申を踏まえ、取締役会の決議によって選定する。

（3）執行役の候補者指名及び選任

執行役は、指名委員会からの候補者指名に係る答申を踏まえ、取締役会の決議によって選任する。

（4）代表執行役の候補者指名及び選定

代表執行役は、指名委員会からの候補者指名に係る答申を踏まえ、取締役会の決議によって、執行役の中から選定する。

（5）取締役・執行役等の解任・解職

- ① 指名委員会は、取締役に次に掲げる事項に該当する事実が生じた場合、対象となる取締役の解任に係る議案の内容を決定する。
 - 1) その任期中において、各選定基準または本方針に掲げる要件のうちいずれかを満たさなくなったとき。

- 2) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - 3) 会社の経営基盤を揺るがすような行為もしくは株主の利益を著しく毀損するような行為を行ったことが明らかになったとき。
 - 4) 職務怠慢等により、その機能を十分に発揮していないと認められるとき。
- ② 委員会の委員または委員長が前項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合、取締役会からの諮問に基づく指名委員会からの委員または委員長の解任に係る答申を踏まえ、取締役会の決議によって解職する。
- ③ 執行役または代表執行役が前項に掲げる事項に該当する事実が生じた場合、取締役会からの諮問に基づく指名委員会からの答申を踏まえ、取締役会の決議によって解任する。

第5条（本方針の制定・変更・改廃）

本方針の制定・変更・改廃は、取締役会において行う。

以上